

学校規模適正化等を検討するにあたっての前提条件（案）

○学校規模（児童生徒数推計）について

生駒市における「望ましい学校規模の基準」とその考え方に示されている、令和22年（2040年）時点の児童生徒数推計を基に、評価を行い、検討する。

○学校配置（通学距離）について

生駒市における「望ましい学校配置の基準」とその考え方を基に検討することとするが、現在の校区における地域のコミュニティ（自治会等）や地域との協働による学校運営にも配慮する必要があることから、まず、学校規模の適正化、特に小規模校への対応を最優先に考え、今回は下記のとおり、検討を行うこととする。

- ① 現在の中学校区及び小学校区を基本に、通学区域の変更に関する検討を行わない。
- ② 通学区域の変更を伴わない他の方法（統合等）による検討にとどめ、これによって通学距離の基準を満たさない場合は、徒歩以外の通学方法も視野に入れる。

○その他

- ① 生駒北小中学校区については、新たな校舎を建設し、既に小中一貫教育を進めていることから、今回の検討では対象外とする。
- ② 小中一貫教育の推進や安全性の確保の面から、中学校の学校規模適正化については、検討を行わない。

○具体的な検討

①現状と課題の把握

学校規模適正化等の検討に当たっての評価等により、中学校区ごとの各学校の現状と課題を把握する。

②学校規模適正化に向けた検討

学校規模適正化等検討に当たっての基本的な考え方・進め方や生駒市における「望ましい学校規模の基準」とその考え方、生駒市における「望ましい学校配置の基準」とその考え方を基本として、各中学校区の地域事情や独自の課題等を考慮し、考えられる学校規模適正化の可能性と配置案を作成

③学校規模適正化の方向性

学校規模適正化の配置案を評価するとともに、地域の事情も勘案しつつ、将来わたって望ましい教育環境を確保することができる学校適正配置の方向性を示す。